



都市計画課長（浅見裕康君） 第五小学校周辺の問題でございしますが、これは現在第五小学校の敷地の外側はブロックへいでございしますが、水を延長する等によって、いわゆる下の河のサイドの防護についてでございまして、敷地と下の河を分断するということの意味で応急措置を考へられるということで申しあげたわけですが、これについては教員委員会の敷地内でございしますのでそれらを調整ととりまして何らかの形でやっていきたいというふうに思っております。これは可能だと思っております。

十番（松山清君） これはぜひそのようにやってください。

それから最後の基地の問題ですけれども、そうしますと簡単にいってしまうと、いま東京都が積極的にとつていく都用地返還、こういうものについては、いわゆる共同歩調はとらないというように解釈してよいわけですか。

市長（石川常太郎君） 東京都の態度につきましては私はもちろん批判はいたしません、現在の日本政府の線にたどりまのところは沿ってまいりたいということではございします。



十番（松山清君） 最後はこの問題でやっても平行線なんですけれども、要望として市長が市の責任を考えれば簡単に踏み切れないとか、それから国の方針に従うとかといっているわけですが、やはり私から見ればこの福生市の市長でありながら非常にやはり認識が不足しているんじゃないかと思っております。現に私もなんかも玉川台の町会とか、あの辺の都営住宅その他の地域を調査しますと約八〇％以上の方がやはり基地をなくしてほしいという結果も出ています。もちろん一般市民の人でもそういう結果が私たちの調査では出ています。現に福生市の発展を考えたと場合に、基地をそのまま置いて福生市の発展というのは私から見ればあり得ないと思うわけ。すむに福生の長期的な町づくりの展望に立つならばやはりいま福生が人口四万人ぐらいで近隣市町村に比べて福生、瑞穂という所は非常に人口の伸びが小さい。こういうような昭島市のデータからしても非常に詳しく出しているわけですが、これはやはり基地があるためにそういう人口の増加も停滞しているんだというような結論になってくるわけです。そう

いう点でほんとうに福生市を、ことばを借りて言えば愛するところであるならば、私たちが見れば当然基地の問題をどう処理するか、基地がほんとうになくなくなることがやはり福生のためにどれほど役に立つかということがはっきりしていくと思います。すでに各自自治体、たとえば先ほどの補給廠のある相模原市などでもあれだけ広大な基地でも、やはりあの基地を取り払ったあとに市がどういう公共施設を造ったり、どういうものを造るかというふうな青字真をちゃんと持たせているわけです。そういう点できりきりめまれない。そういう非常に市の発展を長期的に見た場合に危険な状態にあると思うわけです。そういう点で私は今後ともこの問題についてはいろいろ批判もしていきたいと思うわけですけれども、やはりいつまでも国の方針に従うというふうなことであれば、終極的には結局基地反対運動のバスに乗りおかれてしまうということが明らかになるか、かと思わなければならない。そういう点で今後いろいろ検討します。基地そのものと地の利用などを含めた青字真を作るとか、

議長(末次性男君) 次に五番 川窪清一君

(五番 川窪清一君登壇)

○五番(川窪清一君) 私に貴重な時間をとっていただいたこととまずお礼申し上げます。

質問事項については通告済みでございますので省略いたします。市長の四十七年度市政方針演説に「健康で、安全で、快適で、そして能率性のある所づくり、こういうことを念頭に置いてあります。人間はすべて健康でなければなりません。言うま

でもなく、これには緑に囲まれた自然環境の中で伸び伸びと運動をし、強健な心身と教養、文化向上の育成をしていくこと云々、とあります。私も大賛成であります。私はきよ一般質問で緑に囲まれた自然環境の中で伸び伸びと、ということと都市構造についてとして、第二番目に運動をし、強健な心身と教養、文化向上の育成を社会教育月についてとして第一にお尋ねいたします。

市の教育関係については中学を卒業すると死ぬまでは社会教育月と考えておりましたところ、教育委員会発行の「社会教育福生」を拝読いたしましたところ、その主催事項の中に一、校外指導、一、ジュニアリーダー研究会開設に、子供会活動をして、五、六、七、八生のリーダーに実技や理論の研究会を云々も含まれております。当初における常識的の社会教育は体育、青年団体、各種学級、教室、婦人学級、成人講座、あるいは成人式、そして文化祭における踊りから盆栽、文化財保護、青少年問題協議会等、で実にその範囲の広く大きいことに敬慕

ともにも疑問も起きたのであります。さうに小、中学校、丁、Aについても数年間の公費全面的負担が打ち出された際、市側のご説明によりますれば、会員各自の修養、勉強、教養、文化の向上が目的のように聞こえます。ですから、これも社会教育に含まれませんでしょうか。社会教育の範囲が実に広く暗中模索であつてはならないと思ひます。福生市における社会教育はどうか。担当職員は係長以下で、四十七年度の予算は二千二百四十七万四千円あります。これは一般予算の二%であります。確固とした方針、信念がありますか。お尋ねいたします。文化都市建設、快適なる社会へのご尽力をお願いしましてこの質問を終ります。

次に都市構造についてであります。

現在の福生市は理事者並びに先輩議員各位の賢明さとご努力によりまして、他市に比較してまことに素晴らしい成果を上げていますことを尊敬し、感謝申し上げます。

さて自然保護と緑化ということは近ごろ特にクローズアップされて

きておりませんが、日本中が忘れていたものを出したのかもしれません。私がここに自然保護を取り上げるのも同様であるとは思いますが、福生市は三十年前より区画整理が始められました。終った所、進行中の所、またこれから始めようとする所、人間の住宅をつくる場所として道路、水道、下水、学校等が整備されたつありまう。区画整理も進んでおるわけでございます。しかし私はもう一つ何か一つと感ぜられます。東京二十三区並みの都市化に向かっているであろうかあります。自動車や電車のごやつかいにならなければ緑や自然の中で歩くことができない。交通事故の心配がある。歩け歩けは市内ではではないだろうか、このことは一朝一夕で解決することではありませんが、いまから間に合うことと思ひます。地域地区指定はそれはそれとして自然保護緑化運動を考えると、わが郷土は西から東へ多摩川と玉川上水が流れております。そして武蔵野から何段かの段差がありまして、これが緑の帯をつくっております。緑の保護とかうみ合わせてこの付近へ遊歩道をつくらういかでしようか。福生より

先進都市でもこのような段差の所は樹木が雑草がおい茂ったままであまり利用されておりません。たとえば遊歩道の一つをつくる場合を考えると、四メートル幅で南公園から柳山公園を堤防で結びつけたとしますと、全長約二キロ五百メートルですが、総面積は、一平方メートルになり、ますので市営プールと同じ面積です。公園というワラにとらわれずに細長くしたと考へたらいかでしよう。自然を利用する場合、そのほかに下の河付近、玉川上水沿線、拝島駅の西から第一中学校、市民会館、そして加美平団地の北側の線等考へられます。ちなみ

にこの付近には小学校、中学校、市の公園いろいろと市の公共用地もあります。もちろん住民の理解と協力、都や建設省の了解が必ず要はありますが、緑の木の下を安心して歩ける道を年寄りや親子連れが、またすべての市民が自由な時間に自由な場所から散歩を楽しむ歩くという運動をすることができたらと考へますと、私はほほえみが浮かぶ気がします。通学路にも利用でき、ることも考へられます。夢のようにあるかもしれません。また長

い期間を必要とすることでしょう。自然保護、緑化運動に平
行した人間自体の自然保護であるところの歩くことの遊歩道
というものを考えていたんですが、切実に思ひまして、この案に
まして市長の構想心などはお考えをお尋ねいたしまして、私の
質問を終わります。

市長（石川常太郎君） お答え申し上げます。

最初に社会教育でございしますが、私も同感でございまして、お
そらく現在の情勢におきましては社会教育というものは一番大事
であろうと思います。先ほど教育委員会から出されたパ
ンフレットにつきましてのお話もございましたが、やはり人間は一生教
育ということであろうと思ひましてお説ごもつともになじてある次
第でございします。非常に当市におきましてもご指摘のようにな
ることは二千二百万円の予算でございましてたいへん小額でござい
ますが、他市に比べました場合はやはりこのくらいが普通通という
ことになつておりまして、非常に寒いような予算でございしますが、
先ほど他のご質問で体育館の話も出ましたが、あれも福祉と同

時に社会教育の一場ということにございします。コミュニティーとい
うことは、要するに社会教育の場ということだというふうに解釈してよろ
しいと思ひます。そんなことでございまして、これからともかく重
要をおいていかなければならないと思ひうわけにございします。それには
増員をしなければいけないということにございまして、これらをおいて
体育指導員だけは別に採りまして、他の職員につきまして
社会教育担当者も計算に入れて募集をしておる次第でござい
します。社会教育につきましては今後の計画につきまして、もちろん
重要性は認めております。担当のほうから説明申し上げます。

それから都市構造の自然保護でございしますが、これは全くごもつ
ともでございまして、だれもがつかつにこれだけの公害が起こるとい
うことは五、六年前までだれも知らずにいたということは全くこれは世
界中の人がつかつたといえます。ですから、全くたいへんなことで
ございまして、とにかく早くなんとかしなければならぬということに
ご提案の趣旨はごもつともでございまして、ぜひこのようにさせていた

たきたいと思う次第でございますが、実は東京都の建設局の公園課におきましては、玉川上水の両側の遊歩道につきまして計画がございまして、羽根から二十九キロ全部早い時期に遊歩道にしたいということでございます。市におきましてはそれには協力するということよりも、むしろなるべく広い地域をお願いをしたいまして早く完成するように東京都の力に働きかけたいと思っております。これはまだ幾日か前に言ったわけでございますけれども、むしろ東京都から関係の市町村には了解を求め、そしてともにやろうということをしてまいったわけでございます。ぜひこの点もご了解いただきましてご協力いただきたいと思う次第でございます。

なおその他南公園からのお話でございますが、きわめてけつこうでございまして、私も区画整理がかなり終わりましたなうば、自動車通行禁止の自転車道路あるいは遊歩道を区画整理内に設けたいというふうに考えております。

なお柳山公園の横の堤防については全舗装を近づけるにいたしまして車を止めるようは予定であります。

それから熊川におきましてはたんばの崖の木でございますけれども、これらもぜひ実は保存させていたきたいと思ひまして、昨斗熊川の方には幾度か交渉を始めたのでございしますが、たまたま東京都におきましては自然保護と回復に関する条例というものを九月の定例会に提出し、可決の見込みだという話を聞きましたので、それを待たずして対策を立てようかというふうに考えているわけです。東京都で九月定例会に出します東京都の自然保護条例は森林とか緑地等回復に関する条例と申しまして、森林緑地等、自然環境を保全することが必要な地域を保全地区として、これはいままでの緑地とは違いますけれども、保全地区として指定をして大部分の実情に応じた必要な規制を行なうというものをございまして、将来そのようなものを決定し、あるいは先にまいるものと、それらを買ひ上げるといような構想を持っておりますのでございしますので、それらの条例が出ましたらよく検討いたしまして、市でもそれと協力できるものや、それより強いものを何か方法を考えまして、崖の木等が保存できるような

な方向でいきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても非常に大切なことだと思いますので、いろいろお知恵を拝借いたしまして取り組んでまいりたいと思う次第でございます。

社会教育につきましてもは教育のほうから詳しく申し上げたいと思いますので、お聞き取りのほどをお願いいたします。

。教育長（町田信二君）自席からお答えを申し上げます。

社会教育関係の事業等につきましては、ただいま川窪議員さんから指摘のあるような事業を実施中でございます。ただ担当職員数の関係につきましても、これは現在社会教育関係の職員は、社会教育関係が六名でございます。この社会教育が分かれておりまして、いわゆる社会教育が四名、そのうち二名が福祉会館の図書室に勤務しております。事務局の職員は二名でございます。

それからおかげさまでことしの四月に社会体育係を設けさせていたいただきなので、一般の社会体育の事務につきましてもは現在二名で行なっております。しかしながら市の社会教育活動も推進す

るためにはもう係ではできないと、どうしても課制度を敷いていただきたいということで市長さんをお願いしております。それで私どもの考えとしては、現在六名おりますが、ご承知のように体育館が来年度完成いたしますれば、先ほど企画調査室のほうで募集人員等の発表がございまして、大体想定では差程度の人員が教育委員会のほうへ配置になるような気がいたします。そういったしますれば課長を含めまして十三名程度の課の編成ができると思っております。そういうことで事務局の充実はかりまして社会教育の活動をさらに推進してまいりたいと思っております。それから予算の関係の質問がございしましたが、この関係につきましてもは市長もちよつとふれましたが、二千二百万内程度でございますが、これも限度がございしません。多ければ多いだけ仕事ができますし、少なければ少ないというふうなことがあります。さうに来年度におきましても、市財政当局と折衝をいたしまして、社会教育月活動を推進するためには必要な額につきましてもは、さらに要求を続けまして市民のために今後が人ばうしていきたいと思っております。

五番（川窪清一君）社会教育については市側としても積極的に之前に進んでいるように見受けられますので、なお一そうご協力をお願いしたいと思います。

都市構造については、これはもともと構想というふうなことになりますので何か私の質問に対してはごもっともということではございますが、あるいは大変結構なことでは。——、というふうなおことばで喜んでいいの、さうにこれについて再質問ということも考えられるのでありますが、私の質問に対してお答えいただいた市長のご答弁を信用いたしまして、私はこの二点を含めましてすべての質問をこれをもって終ります。

議長（末次性男君）以上で一般質問を終ります。ここで暫次休憩いたします。

午後三時四十分休憩

午後四時四十五分開議

議長（末次性男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

福生市議会

この際おわかりいたします。本日の会議時間は午後五時まで、なっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長いたしましたと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

議長（末次性男君）この際報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

（島田議会事務局長報告）

一追加議案の送付について（別添参照）

議長（末次性男君）以上で報告を終ります。ただいま休憩中に、市長、議員及び市民より、それぞれ議案及び請願書の提出がありましたので、議会運営委員会に諮詢し、その了解を得ましたので、追加日程とし、本日の日程の最後に加えたと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よってただいまの四件は追加日程とすることに決定いたしました。

議長(末次性男君) 日程第四議案第六十四号福生市国民

健康条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、本案につき提案理由の説明を求めます。

市民課長 森田 武君

(市民課長森田武君登壇)

市民課長(森田武君) 指名によりまして議案第六十四号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

まず第三条の二、これは今度新しくこへ加わった条文でございますが、被保険者としての外国人、昨年の十二月定例会におきまして、外国人の国保加入についての請願が提出されました、継続審議を経まして、本年三月これが採択されたことは、ご承知のとおりで

あります。ご承知のとおり国保に加入できますのは、日本の国籍を有すること、が原則であります。が、例外といたしまして昭和四十年調印されました、日韓協定によりまして、日本に永住を許可されました、大韓民国の国民については、被保険者となること、が厚生省令でもって定められておりまして、福生市には現在百十名の者が入っております。その他の外国人については、それぞれの市町村の条例でもって規定すれば、加入できるというふうなことがございまして、都下の市町村の中では、一部を除きましては、ほとんどの市町村が適用されております。ところが昨年から、市のうち十五市が実施されております。一市が来月から実施され残る市も、現在検討中でございまして、大体来年あたりから実施される傾向にあるように思っております。

この第三条の中にあります外国人登録法第四条、これにつきましては、日本国に在留する外国人は、一部を除きまして外国人登録を、市町村長に申請して、登録原票に登録しなければなら

ないという規定がございまして、この原票の保管管理を、市町村長が任されてゐるわけでございます。その原票には氏名、生年月日、国籍などが、二十項目記載されるようになっておまして、今回国保に加入させる場合には、この原票の国籍でもって判別しようということでございまして、その理由といたしましては、現在国交を結んでいない国籍を条例上に表示することから、困難であるというふうな解決がございまして、それでそのような解決に基づきまして登録原票から登録原票に記載してございまして、国籍によりまして、その被保険者の範囲を決めたということでございまして、もう一つ外国人のうちで韓国人と、朝鮮人、それから中国人、この三つのものだけをどうして加入させたかと申しますと、国民健康保険は、それぞれの地域保険でございまして、やはりその地域に同化しなければ国保の事業が成り立っていかないわけでございます。この点、これらの者は、戦前から日本国内に住み、日本人の風俗習慣を身につけておますので、加入させてもよろしいことということで、今回改正に踏切切ったわけでございます。

次の第二号の中国につきましては、これは二つの中国がございしますが、これも同じく台湾の方の中国と、それから中華人民共和国、この二つの中国を、やはり含めまして、ここに載せたわけでございます。

次の第十八条の二、第二号のことにつきましては、これは毎年の例でございまして、保険料の減額事項でございまして、

これは一定の所得以下の世帯に対し、保険料の均等割と世帯平等割の額を減額して、賦課しようとするもので、現在の内容では、その世帯のうち、世帯主を除く被保険者一人当たり八万円に十五万円を加えたものが、総所得金額を越えた場合、減額の対象になるという条文中でございまして、今回の改正によりまして、一人これを九万円に引き上げまして、対象の範囲を拡大しようというものでございます。減額いたします減額率は、均等割と世帯割とそれぞれ四％を減額するわけでございます。その他の所得割と資産割については、基準とあり賦課されることになっておます。